



今月の特集

1. 毎月勤労統計調査とは
2. 外国人労働者受け入れ拡大
3. 今年4月から36協定届の様式が変わります。
4. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が変更になる

1. 毎月勤労統計調査とは

厚生労働省が「毎月勤労統計調査」を正しく行っていないことが大きな問題となっていますが、そもそも「毎月勤労統計調査」とはどんな調査なのかご存知でしょうか。

「毎月勤労統計調査」は厚生労働省が賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的に実施しているもので、その前身も含めると大正12年から始まっており、国の重要な統計調査です。

また、この調査結果は、経済指標の1つとして景気判断や、都道府県の各種政策決定に際しての指標とされるほか、雇用保険や労災保険の給付額を改定する際の資料として、また、民間企業等における給与改正や人件費の算定、人事院勧告の資料とされるなど、国民生活に深く関わっています。

さらに、日本の労働市場を表す資料として海外にも紹介されており、その重要性はとてもの高いものとなっています。

そんな「毎月勤労統計調査」ですが、この調査が誤った手法で実施されていることが分かったのです。

調査は従業員500人以上の事業所について、本来はすべてを調べなければならなかったのですが、東京都分については3分の1しか調査していなかったことが、判明したのです。

これにより、この調査をもとに給付水準が決まる雇用保険や労災保険の過小給付が起きており、その額は総額で567.5億円、対象者は延べ約2,000万人とみられるとのことです。

2. 外国人労働者受け入れ拡大

先の国会で「外国人労働者受け入れ拡大」法案が閣議決定されました。新たな在留資格「特定技能(仮称)」を創設し、慢性的な人手不足に悩む特定分野での外国人の受け入れを推進するものです。

「特定技能」では、これまで外国人が就労できなかった分野での就労が可能となります。具体的には、農業、介護、建設、造船、観光などの職種ですが、対象職種は今後拡大される可能性があるとの事です。

「特定技能」では、一定レベルの日本語能力に加え、業種別に設定された一定の技能があれば最長5年の在留資格が与えられ、さらにより専門性が高い在留資格を得られれば、家族の受け入れや在留期間の更新が可能になるとのことです。

また、新たな在留資格の創設が予定されており、日本において今後、外国人労働者の受け入れが拡大していくと予想されます。

外国人労働者の受け入れへの態勢づくりとそれに向けた対応について、今一度考えてみましょう。

3. 今年4月から36協定届の様式が変わります。

時間外・休日労働に関する協定届の様式・内容の変更が予定されています。

今回は、その変更のポイントについてご説明させていただきます。

変更のポイントは大きく分けて2つあります。まず、ひとつめは一般条項の場合と特別条項付の場合とで様式が分けられることとなります。ふたつめは、特別条項付の場合、いままでとは異なり、特別条項によって規定される上限時間を超えた時間外労働を規定する場合、想定される業務内容を区分して記載する様式が定められることとなります。

このほか、36協定締結に当たって留意すべき事項として、厚生労働省から以下の8つのことが示されています。

- ①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること。
- ②36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負うこと。
- ③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること。
- ④臨時的な特別な事情がなければ、限度時間を超えることはできない。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければならないこと。
- ⑤1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間を超えないよう努めること
- ⑥休日労働の日数および時間数をできる限り少なくするよう努めること
- ⑦限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保すること
- ⑧限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めること

そして今回の新様式が適用されるのは2019年4月以降に提出される協定届からになります。

(なお、中小企業は2020年4月からとなります。)詳細につきましては、下記ご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00072.html

4. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が変更になります。

協会けんぽの健康保険任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が今年4月から28万円から30万円に変更になります。

協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

- ①資格を喪失した時の標準報酬月額
- ②前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。

そして今回、②による標準報酬月額が今年の4月から、30万円に変更されることとなります。

そのため、今年度においては、30万円が任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

この結果、協会けんぽの任意継続被保険者の方で納付する保険料の額がアップする方や傷病手当金や出産手当金の額がアップする方が出てくることになりそうです。



[発行元] 北海道 SATO 社会保険労務士法人
函館オフィス

〒040-0062

北海道函館市大縄町4番10号

TEL : 0138-42-2929

FAX : 0138-42-2975

